

○南関町産業振興等奨励金交付に関する条例

平成12年3月21日条例第9号

改正

平成25年12月24日条例第29号

南関町産業振興等奨励金交付に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、町内の特定地域において事業所の新設、増設（以下「設置」という。）をする者に対し南関町産業振興等奨励金（以下「奨励金」という。）の交付をすることにより、本町産業の振興と雇用機会の拡大を図り、もって本町経済の発展と活性化に資することを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 特定地域 工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条第1項に規定する工場立地調査簿に記載されている工場適地、南関東部工業団地及びその他町長が適当と認める地域をいう。
- (2) 事業所 物の設計、製造、加工若しくは修理又は試験、研究、情報、又はサービス等を事業として行うために使用する施設その他町長が特に認める事業用施設をいう。
- (3) 事業者 第1条の目的により事業所を設置する者をいう。
- (4) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者をいう。
- (5) 公害 事業活動その他、人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (6) 投下固定資産総額 設置する事業所に対して課される固定資産税（土地を除く。）の算定基礎となる評価額の合計をいう。

(奨励金の交付)

**第3条** 町長は、事業者に対し、予算の範囲内において次に掲げる奨励措置を行うことができるものとする。

- (1) 産業振興奨励金
- (2) 用地取得奨励金
- (3) 設備投資奨励金
- (4) 雇用促進奨励金

2 前各号に掲げる奨励金は、1回を限りとして交付するものとする。

3 前項に定める奨励金の交付を行う場合は、必要な条件を付することができる。

(産業振興奨励金)

**第4条** 産業振興奨励金は、事業所の設置が次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合は、交付することができる。

- (1) 南関町工場等設置奨励条例（昭和58年条例第17号。以下「工場設置条例」という。）第3条による工場等の指定を受けた事業所であること。
  - (2) 新設による投下固定資産総額が5億円（事業者が中小企業者である場合にあっては、3億円）、又は増設による投下固定資産総額が3億円（事業者が中小企業者である場合にあっては1億円）以上とする。
  - (3) 新設による事業所を当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者の数が、20人（事業者が中小企業である場合にあっては、10人）又は増設による事業所を当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者の数が10人（事業者が中小企業である場合は5人）以上とする。
- 2 産業振興奨励金の額は、事業者が設置した事業所の固定資産税額（土地分を除く。）に100分の50を乗じて得た額（その額が5,000万円を超えるときは、5,000万円）とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（用地取得奨励金）

**第5条** 用地取得奨励金は、事業所を設置する目的をもって購入した土地について、その要件が前条第1項各号のすべてに該当し、かつ、次に掲げる各号に該当する場合は、交付することができるものとする。

- (1) 事業者が、事業所を設置する目的で取得した用地であること。
  - (2) 用地取得後、2年以内に事業所の建設に着工するものであること。
- 2 用地取得奨励金の額は、事業所を設置するために取得した土地の適正な取得価格に100分の10を乗じて得た額（その額が5,000万円を超えるときは、5,000万円）とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（設備投資奨励金）

**第6条** 設備投資奨励金は、事業者が事業所を設置することに伴い設備した資産についてその要件が第4条第1項各号のすべてに該当する場合は、交付することができるものとする。

- 2 設備投資奨励金は、事業所の延べ床面積1平方メートルに当り5,000円を乗じて得た額（その額が1億円を超えるときは、1億円）、ただし、投下固定資産総額の100分の10以内とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 設備投資奨励金は、前項の額より産業振興奨励金の額を差し引いた額とする。

（雇用促進奨励金）

**第7条** 雇用促進奨励金は、事業者が事業所を設置することに伴い町内に住所を有する新規雇用者について、その要件が第4条第1項各号のすべてに該当する場合は、交付することができるものとする。

- 2 雇用促進奨励金は、新規雇用者のうち、町内に住所を有する者1人当たり30万円を乗じて得た額（その額が3,000万円を超えるときは、3,000万円）とする。
- 3 雇用促進奨励金は、当該事業所の事業開始日前3か月より町内に住所を有し、かつ、引き続き

1年以上町内に住所を有する者を常時雇用する従業員とする。

(事業所指定の申請及び指定)

**第8条** 第3条第1項に規定する奨励金の交付を受けようとする事業者は、事業所の建設に着工する前に奨励金交付事業所指定申請書に關係書類を添え、町長に提出しなければならない。

2 前項の指定を受けようとする者は、公害の防止、本町の諸計画等との整合性に留意しなければならない。

3 町長は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、奨励金交付指定事業所として、指定する。

(奨励金の申請及び決定)

**第9条** 奨励金の交付を受けようとする事業者は、奨励金交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

(1) 町税納税証明書(既に町内において事業を営んでいる者に限る。)

(2) 土地売買契約書、建築確認申請書、設備投資一覧表、雇用契約等が確認できる書類の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、審査のうえ適当と認める事業者に対し、奨励金交付の決定通知をしなければならない。

(計画の変更)

**第10条** 第8条第3項の指定を受けた事業者は、当該事業所の設置の計画を変更しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。

(指定の承継)

**第11条** 指定事業者から相続、合併、譲渡その他の理由により、当該事業所及びその事業を承継した者(以下「承継者」という。)は、指定事業者とみなす。この場合において、承継者は、その旨を町長に届け出なければならない。

(指定事業所の取消し及び奨励金の返還等)

**第12条** 町長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取消し、若しくは停止し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この条例又は工場設置条例に違反したとき。

(2) 事業所を事業の目的のために使用せず、他の用途に供したとき。

(3) 事業所の事業を届出なく休止し、又は廃止したとき。

(4) 奨励金の交付の要件に該当しなくなったとき。

(5) 詐欺その他不正の行為によって指定若しくは奨励金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

2 奨励金の返還の命令を受けた者は、町長が定める納期限までに返還しなければならない。

3 町長は奨励金返還の命令を受けた者が、前項に定める納期限までに奨励金を返還しなかったと

きは、南関町税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例(昭和35年条例第12号)第2条第2項の規定を準用して計算した金額を延滞金として徴収することができる。

(報告及び調査)

**第13条** 町長は、必要があると認めるときは、指定事業者に対し操業、雇用状況等について報告を求め、又は調査することができる。

(規則への委任)

**第14条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則** (平成25年12月24日条例第29号)

(施行期日)

**第1条** この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

**第2条** この条例は、施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。